

令和6年度

# 学校いじめ防止基本方針

1 4 富山市立針原小学校

## (14) 富山市立針原小学校

### 1 いじめ防止学校基本方針について

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立針原小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「針原小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

#### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

### 2 本校のいじめの実態と課題について

#### (1) 本校の実態

- ・冷やかしやからかい、嫌なことを言われる等のいじめが大半を占めています。遊び感覚で人を叩いたり、他人の物を許可なく借りたり、さわったりすることが原因でトラブルが発生しています。

#### (2) 本校の課題

- ・冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いので、相手を尊重した言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- ・遊びの延長からふざけがいじめにつながるないように、友達との関わり方の指導をしっかりと行う必要があります。
- ・子供自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進する必要があります。

### 3 いじめ問題への対応について

#### (1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・児童同士の温かな人間関係づくりのため、言語環境を整え、相手に対して「さん付け」をする学校文化を醸成します。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言等）を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 9P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。(生徒指導小委員会、毎月の相談アンケートの活用)
- ・月3日欠席児童を生徒指導主事が把握し、その場合は関係者でチームを作り欠席の背景を探るとともに、チームで対応します。

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。
- ・ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備し、保健室やS Cの活用等について広く周知するよう努めます。
- ・ けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断します。

### (3) いじめが起きたときの対応

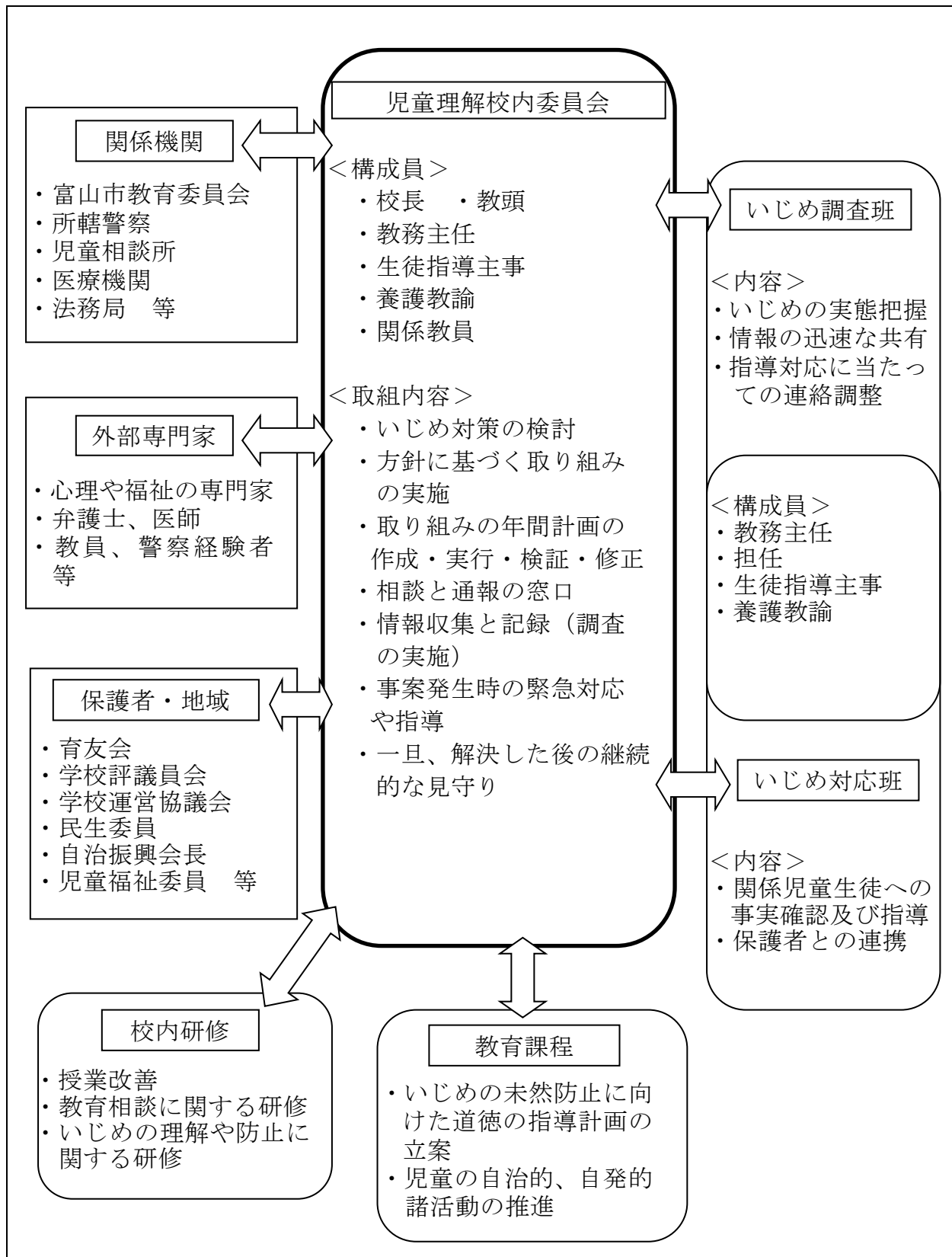
- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立って行います。
- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせます。
- ・ 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、「児童理解校内委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。  
**※参照① 6 P 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】**  
**② 8 P 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】**
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ子供及び保護者に示し、子供が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。
- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・ 子供に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるように努めます。

- ・いじめを受けている子供が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示します。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
  - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどして、いじめられた子供の安全を確保します。
  - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
  - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
  - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
  - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。

- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。
- ・ いじめを単に謝罪を持って安易に解消するものではなく、いじめられている子供に対する心理的または物理的影響を与える行為(インターネット上を含む)の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、いじめられている子供がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが少なくとも満たされているか確認をして、いじめが解消している状態であるか判断します。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織)

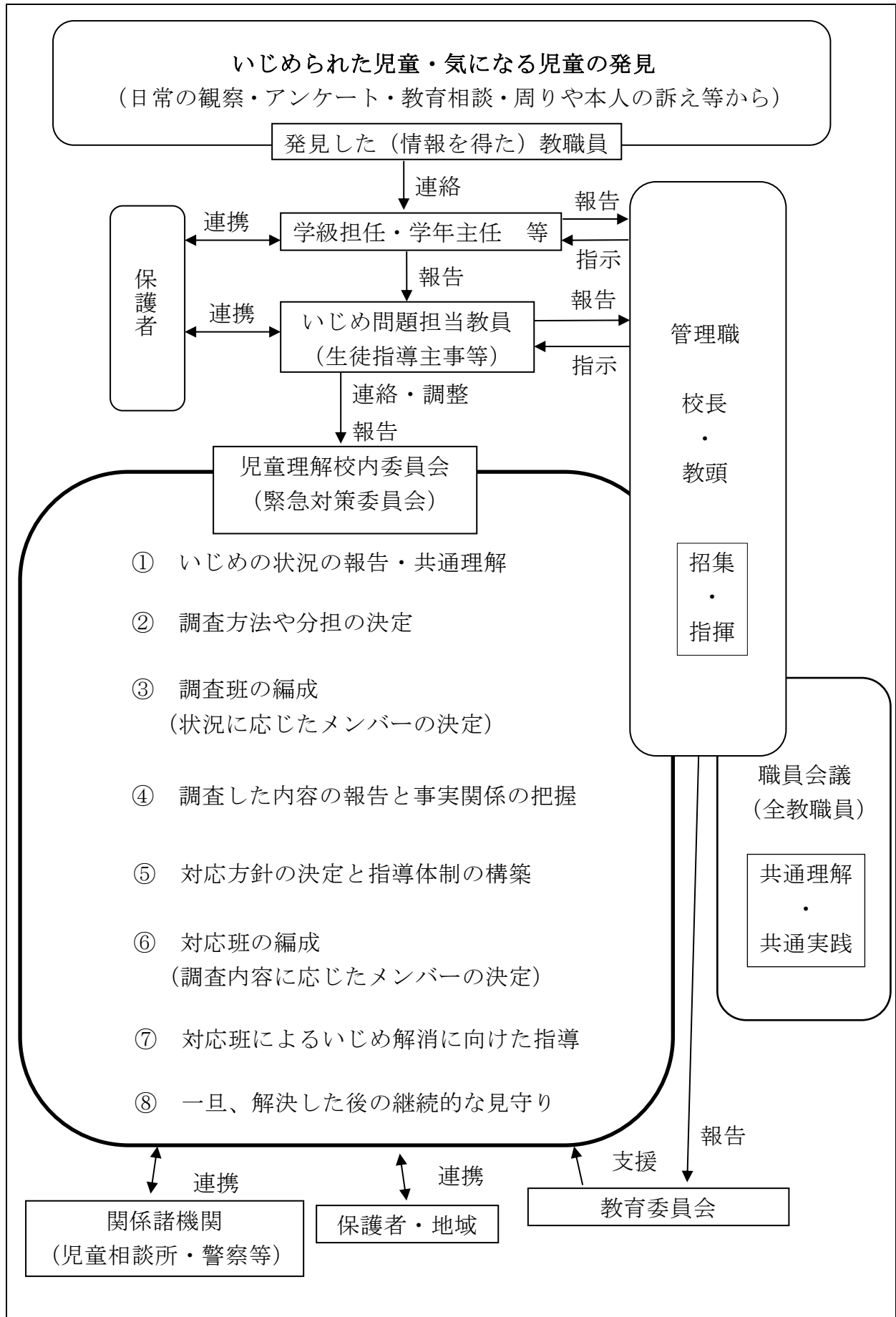


【表1 児童理解校内委員会】

役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備 考
校長		総括		
教頭		連絡		
教務主任		調整		
生徒指導主事		調査班		
担任等関係教員		調査班	対応班	
養護教諭		調査班	対応班	



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	<p>生徒指導委員会実施①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針</li> <li>・指導計画等</li> </ul> <p>※職員会議で共通理解</p> <p>職員会議</p>	<p>育友会総会及び学年懇談会での保護者啓発</p>	<p>事案発生時、児童理解校内委員会の実施</p>	<p>いじめ問題に関する職員研修会①</p>	
未然防止への取組	<p>いじめ実態把握調査</p>	<p>①学級づくり 人間関係づくり (縦割班活動) (運動会・集団宿泊学習)</p>		<p>児童会による未然防止に向けた自治活動</p>	
早期発見への取組		<p>毎月の相談アンケートの実施</p>	<p>教育相談週間</p>		

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	<p>生徒指導委員会実施②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有</li> <li>・2、3学期の指導計画の確認</li> </ul>		<p>事案発生時、児童理解校内委員会の実施</p>		<p>いじめ問題に関する職員研修会②</p>		<p>生徒指導委員会実施③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度のまとめ</li> <li>・指導計画の見直し</li> </ul>
未然防止への取り組み	<p>②学級・学年づくり 人間関係づくり (縦割班活動) (学習発表会等)</p>		<p>児童会による「人権週間」への取り組み</p>			<p>道徳・特別活動計画へ生かす</p>	
早期発見への取り組み		<p>毎月の相談アンケートの実施</p>	<p>教育相談週間</p>		<p>保護者学校評価アンケート</p>		

## 4 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
  - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

### (2) 重大事態の疑いがあると認められる事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」(平成23年3月 文部科学省)

## 5 いじめ防止に関するその他の事項

### (1) 「針原小学校いじめ防止基本方針」の見直しについて

「針原小学校いじめ防止基本方針」は、諸処の動向を勘案して、毎年度見直しを図り、必要があれば改訂することとします。